

福彩支援ニュース 第2号

2014.11



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel：048-960-0591 fax：048-960-0592
北浦恵美 tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582



第2口頭弁論。原告側弁護団、被告の重大な過失を厳しく糾弾

次回期日は12/10(水)

9月24日15時、さいたま地裁101法廷で、福島原発さいたま訴訟の第2回口頭弁論が、ほぼ満席の傍聴者が見守るなか、開催されました。

冒頭、原告代理人弁護士が、7月23日提出の第2・第3準備書面に続く第4準備書面を意見陳述し、(次ページ以降に掲載)、O.P.(小名浜港工事基準面)+10mを超える津波で電源喪失に至る危険性について、東電側は平成14年に、どんなに遅くとも平成18年には認識していた事実を指摘し、重大な過失責任を厳しく糾弾しました。

これに対し東電側代理人が「責任論云々の論議は必要ない、損害論の方を早く進めたい」と陳述し、原告側弁護士が強く反発する一幕がありました。

民法709条には「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とありますが、東京電力は「原子力損害の賠償に関する法律(原

賠法)」3条1項の規定する「原子力事業者の責任」を、「無過失責任」と解釈し、民法709条の適用が排除されるとして、賠償責任の審理は損害の有無や金額に関する部分に集中すべきであると主張しています。

しかし、これは被害者の主張を門前払いし、政府が設けた基準を踏まえて賠償すればいいとする逃げ口上。慰謝料の算定にも、東電が犯した過失の重大さ、その責任の大きさは大きく影響するし、何よりも、このような事故を繰り返さないために国と東電の責任を明らかにさせることこそが、原告らが求めていることです。

弁護団は、民法709条と原賠法3条1項の関係を詳細に検討し、原賠法3条1項は民法709条の適用を排除しないこと、本件においては東京電力の過失の種類や程度を審理の対象としなければならない理由を主張しています。

裁判長から、双方の論点を整理し、訴訟の進め方に関する進行協議を行う旨の提案があり、原告側(他地域訴訟の弁護団も含む)、被告側(国・東電)、裁判所の4者で進行協議が別室で行われ、次回期日以降の日程も決められました。

12月10日(水)15時／2015年2月18日(水)14時30分／4月22日(水)14時30分です。

場所を改めて行われた報告集会では、福島から駆けつけてくださった福島原発避難者訴訟原告団の皆さんから連帯と激励の挨拶があり、さまざまな困難のなかで裁判を続けている当事者ならではの言葉に打たれました。賠償要求に対する心ない言葉がどんなに被害者が傷つけているか、反面、多くの支援がどんなに助けになっているか…。身の引き締まる思いでした。

続いて、福島県浜通り、首都圏、山形で賠償請求訴訟を闘っている弁護団からの発言があり、「責任論を問わずに損害論に入るやり方は、無責任論だ」、「ゼニ・カネの問題ではない。国と東電の責任を明らかにすることなしに、補償はありえない」「同じ被害、同じ加害者の裁判が全国で展開されている。弁護団も全国的に連携し、裁判闘争の水準と論理を底上げしていきましょう」等の、力強いアピールが寄せられました。

次回期日は12月10日（水）15時（傍聴整理券配布は30分前）です。ぜひ傍聴においでくださいますようお願いいたします。

第2準備書面・第3準備書面概要（7/23提出）

平成26年7月23日、弁護団は第2準備書面、第3準備書面を提出しました。

弁護団がこれまで提出した書面は、訴状と第1準備書面です。

これらの書面は、平成26年6月18日の第1回口頭弁論期日で陳述しました。

第1準備書面は、被告国に対して詳細な認否をすよう求める書面でした。

7月23日に提出した書面は、第2準備書面と第3準備書面です。

第2準備書面は、サブタイトルが「民法709条と原賠法3条1項の関係について」となっています。

民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」として一般的な不法行為責任について規定しています。

一方、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項は「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた時は、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる」と規定して、原子力事業者の責任を規定しています。

これらの規定について、東京電力は、原賠法3条1項によって民法709条の適用が排除されるとして、賠償責任の審理は、民法709条の要件である東京電力の過失の有無について行う必要はなく、損害の有無や金額に関する部分に集中すべきであると主張しています。

これは、原発事故発生について東京電力にどのような過失があったのか、という議論を避けるための戦略に他なりません。

これに対して弁護団は、民法709条と原賠法3条1項の関係を詳細に検討し、原賠法3条1項は民法709条の適用を排除しないこと、そして、本件においては東京電力の過失の種類や程度を審理の対象としなければならない理由を主張しました。

第3準備書面のサブタイトルは「被告国の求釈明に対する回答」です。

福島第一原発を設置・運営しているのは直接には東京電力です。しかし、本件訴訟では、原子力事業の監督権限を有する国が、東京電力に対して必要な監督をしていれば本件事故は起こらなかったはずであるとして国にも事故の責任があると主張しています。

国は、弁護団の主張に対して、どのような場合に監督権限を行使しなかったことが違法となるのか、過去の最高裁判例に即した主張をすよう、求めてきました。

そこで、過去の最高裁判例を検討・分析し、判例理論から導かれる国の責任の判断方法について、詳細な回答をしました。

第4準備書面(全文:9/24期日に意見陳述)

平成26年(ワ)第501号 損害賠償請求事件
原告 木村昇外15名
被告 国、東京電力株式会社

代理人意見陳述

平成26年9月24日
さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 中山 福二
同弁護士 吉 広 慶 子

本書面では、被告らの過失責任を問う前提として、津波に対する予見可能性について、原告らの意見を述べます。

第1 予見可能性の対象は何か。

この点に関する東電の主張は要するに、東電は本件事故の日に起きたと同程度の津波を事前に想定することはできなかつた以上、それに向けた対策ができていなかったことも仕方がなかった、東電に過失はない、というものです。

しかしそもそも、本件と同規模の津波を予見できていなければ、本件のような過酷事故が発生することを予見できなかった、ということになるのでしょうか。そうではないはずです。福島第一原発では、1号機から4号機の主要建屋エリアと、全交流電源喪失を回避するための主要設備は全て、O.P.(小名浜港工事基準面)+10メートルに設置されていました。したがって、O.P.+10mを超える津波が起きれば、それに耐える津波対策が施されていないならば全交流電源喪失に陥り、過酷事故が発生するわけです。そうであれば、過酷事故を起こすには、O.P.+10mを超える津波が発生すれば十分であり、東電が上記の程度の津波の到来を予見できたのであれば、過酷事故が発生することを予見し得たといえと、原告側は主張しています。

東電は、原告側の主張を歪曲し、本件程度の津波を予見できたかどうかに関心を当てて反論していますが、かかる東電の反論は、自らの責任が発生する範囲を不当に狭めようとするもので、到底許されるもの

ではありません。

第2 上記程度の津波の到来を予見しえたのは、いつからか。

東電は、平成14年7月頃の時点、またはどんなに遅くとも平成18年の時点で、福島原発にO.P.+10mの津波が襲う可能性を予見していました。

1 平成14年7月に発表された「長期評価」(作成:文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会)において、「三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでも、明治三陸沖地震と同様(M8.2級)の地震が発生する可能性がある」との見解が出されました。福島沖の海溝沿いもこれに含まれる以上、福島沖でも明治三陸沖地震と同様の地震が発生する可能性が認められたこととなります。

しかし東電は、文献上福島沖で津波地震が起きたことはない、などとして、長期評価が発表された平成14年当時、これに基づく津波予測や津波対策を見送りました。

このときの東電の対応は、発生が予見し得た津波についての対策の先送りに他なりません。

なぜなら、まず、この長期評価が発表された平成14年7月時点までには、既に、896年に起きた貞観津波についての知見が進展し、貞観津波が、三陸沖から福島沖、茨城県沖までの広域で、大規模な津波被害を生じさせたことが明らかになっていました。また、平成5年に起きた北海道南西沖地震津波を契機に関係省庁が策定した津波対策(平成9年「地域防災計画における津波対策の手引き」、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」等)では、沿岸地域では既往津波だけで津波の最大規模を考慮するのでは足りないとされていました。(その他、詳細は準備書面参照。)



長期評価の指摘に加え、上記の知見の進展等を併せ考えれば、平成14年の時点で、福島原発にO.P. + 10mを超過する津波が襲う可能性を、被告東電が予見し得たことは明らかです。

東電自身が、遅くとも平成20年5月頃には、この長期評価を基に、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して試算し、福島第一原発5号機付近で津波水位O.P. + 10.2m、敷地南部で浸水高O.P. + 15.7mという数値が算出されているのです。平成14年に試算しても、これと同じ試算結果が出たことは明らかです。

2 平成14年以降も、津波に関する知見の進展が見られます。

(1) 平成15年発表された阿部勝征氏の論文で、明治三陸沖地震が、長期評価策定時の想定を大幅に上回る(M8.6ないしM9.0)との推定が指摘されました。先に述べたとおり、長期評価は、明治三陸沖地震と同様の津波が、日本海溝付近のどこでも発生しうるとするものでした。長期評価を踏まえ、安全側に立って上記安部氏の想定マグニチュードを前提に津波高を想定すれば、明治三陸沖地震と同規模(すなわち浸水高14.7M, 最大遡上高約38M)の津波が福島原発を襲う可能性を、東電は十分想定できたはずでした。

また平成16年には、スマトラ沖のスンダ海溝(これは日本海溝と同様、比較的古いインド洋プレートの沈み込み帯に属する)において、モーメントマグニチュード9を超える巨大地震が発生しました(スマトラ沖地震)。ここに至り、古いプレートからは地震が起きにくいという、日本海溝での巨大地震の発生を否定する主張の根拠となっていた見解(「比較沈み込み帯」学)が、事実上否定されるに至りました。

平成16年、土木学会津波評価部会は、日本海溝で起きる地震に詳しい地震学者に対してアンケートを実施しています。その結果、「津波地震は(福島沖を含む)どこでも起きうる」との意見が、「福島沖では起きない」とする判断より有力という結果を得ました。

(2) そして、平成18年7月には、東電自身が、「日本海溝寄りの全てのJTT系列において津波地震が発生すると仮定してもよい」として、明治三陸沖地震と同様の地震は福島沖では発生しない、という従前の立場を事実上放棄するに至りました(マイアミ論文)。

また、同時期東電は、想定を超える事象も一定の確率で発生する、との問題意識のもと、被告国らと共に溢水勉強会を立ちあげていましたが、平成18年5月の第3回勉強会において、福島第一原発5号機につき、①O.P. + 10mの津波水位が長時間継続すると仮定した場合、非常用海水ポンプが使用不能となること、②O.P. + 14mの津波水位が長時間継続すると仮定した場合、原子炉の安全停止に関わる電動機等が機能喪失することを、報告しているのです。

3 以上を前提とすれば、被告東電が、平成14年7月頃の時点において、またはどんなに遅くとも平成18年の時点で、福島第一原発をO.P. + 10mを超過する津波が襲来しうること、かかる津波が襲来すれば電動機等の機能喪失により全交流電源喪失に至り過酷事故が起きうることについて、十分認識し得たことは明らかです。

第3 最後に、被告東京電力が十分な安全対策を施してきたことの根拠として挙げる「津波評価技術」の問題点について述べます。

1 「津波評価技術」は、平成14年2月に土木学会原子力土木委員会津波評価部会が作成したものです。甲A8(4~7頁)に、津波評価技術の制定当時の原子力土木委員会及び津波評価部会の構成員を示されています。これを見ると、いずれの団体も構成員は電力会社の関係者ばかりで、団体としての第三者性に乏しいことがわかります。そもそも土木学会という団体は、歴代会長や役員も多くを道路・電力会社、あるいは国の官庁や自治体などの、土木工事の発注者側の出身者が務めてきた団体です。津波評価部会は、東電を含む電力会社の許容する範囲内で、電力会社が研究費(2億円弱)を全額負担して調査・研究を行い、その成果として津波評価技術を策定したもので、指針としては、当事者の利害と無縁の第三者性、学術性、客観性に疑問を持たれても当然と言わざるを得ません。また、当然ではありますが、電力事業者は津波の専門家でもありません。

土木学会手法で算定される水位を超える津波の到来頻度は、1万年から10万年に1回起きる程度と表現されていましたが、それほどの安全性を持つものかどうかについて科学的根拠はなく、東電の担当者の推測に

過ぎず、当時の保安院担当者も懐疑的でした(以上、国会事故調90～91頁)。

しかし東電は、長期評価等、電力会社が関わらないところで制定された津波評価基準については、信用性がないとして、津波対策を考えるにあたり採用せず、津波評価技術のみ信頼性があると主張しています。本訴訟においても、津波評価技術に依拠した対策を行っていた以上、十分な津波対策を行っていたといえると主張しています。結果として甚大な被害を受けた原告らとしては、かかる一面的な主張は到底納得できるものではありません。

2 津波評価技術は、その内容においても、①過去300年から400年間程度に起こった津波しか対象にすることができない、②提案する技術の適用範囲や留意事項が記述されておらず、算定される津波水位を超える津波の襲来の可能性についても言及されていない、③合理的な理由なく福島県沖海溝沿いに波源を設定しない、などの点において重大な問題を含むものでした。あくまでも東電を含む電気事業者の事業に負担にならないよう配慮して都合良く定められ、また利用されてきたものといえます。

第4 まとめ

以上述べてきたとおり、東電は、平成14年7月の時点、もしくはどんなに遅くとも平成18年の時点で、本件事故を生じさせる程度の地震及びこれに随伴する津波が福島原発を襲来する可能性を予見することができました。それにもかかわらず、東電は、本件事故を生じさせないための対策を具体的に講じないまま平成23年3月11日を迎え、過酷事故を起こしました。したがって、東電が、本件事故につき過失責任を負うことは明らかです。

以上



福島原発さいたま訴訟 第2次提訴予定のご報告

原発事故損害賠償請求埼玉訴訟では、**平成27年1月19日に、第2次提訴を行うことになりました。**

【第2次提訴スケジュール】

平成27年1月19日 午後1時 さいたま地方裁判所へ訴状提出

同日 午後1時30分 埼玉弁護士会にて記者会見

既に、5世帯21名の方が原告となることが決まっています。今回提訴する方の中には、政府による避難等の指示等がなされた区域以外の地域から、放射線による健康への影響を懸念して避難した方(いわゆる自主避難の方)もおられます。幼い子どもへの健康被害を防ぐために、やむを得ず埼玉へ避難した方です。

避難区域等の設定は政府が行っています。しかし、放射線量の測定や実地調査をどの程度行ったのかもよくわからないまま行われた区域設定がどれほど信頼できるのか、疑問を感じざるを得ません。そのような中、避難区域外に居住する方々が、家族を放射線の影響から守るために福島を離れる決断を行ったことは、合理的な判断として正当性が認められるべきです。そして、原発事故が起こらなければ避難をする必要がなかったことは明らかなのですから、自主避難の方々にも正当な賠償が行われなければなりません。

私たち弁護士団は、避難指示区域内からの避難か、自主避難かに関わりなく、発生した被害に即した賠償が行われるよう、取り組んでいきたいと思えます。

今回の第2次提訴と先行している第1次提訴を合わせると、**原告の人数は11世帯37名となります。**多くの方が訴訟に参加することは、原発事故に対する国や東京電力の対応に国民が不信を持っていることを伝え、反省を促すという意味でも、社会的に意義があると、私たち弁護士団は考えています。

弁護士団では引き続き、原告となって訴訟に参加する方を受け付けています。このニュースをご覧の皆様の方に、訴訟に参加しようかどうか迷っている、という被害者の方がいらっしゃいましたら、一度弁護士団までご相談いただけるよう、お話しください。

引き続き、本件訴訟をご支援いただきますよう、お願いいたします。

原発に関する埼玉県民投票条例の制定を求める「埼玉県条例制定請求者署名」にご協力を!

電力の大消費地・埼玉に暮らす私たちこそ、原発をどうするかを考えなければなりません。現在、埼玉県議会に対し原発に関する県民投票条例の制定を求める署名活動が行われており、12月17日までに県民有権者の50分の1以上(約12万名)の署名を集める必要があります。埼玉県民が原発に対する意思表示をする重要な機会ですので、ぜひご協力ください。

(▶この運動を以下の方々が応援しています。:飯田 哲也 / 伊藤 恭一 / 井戸川 克隆 / 上原 公子 / 宇都宮 健児 / 轡田 隆史 / 小出 重義 / 重盛 智 / ダニー・ネフセタイ / 千葉 麗子 / 中島 修 / 日森 文尋 / マエキタミヤコ / 孫崎 享 / 村田 光平 / 山木 きょう子 / 横尾 和博)

〈請求の要旨〉

原発の是非に関する埼玉県民投票をめざし、条例制定を求める署名活動です。

1. 東日本大震災を契機に発生した福島第一原発の未曾有の過酷事故により、原発周辺だけでなく、原発を立地していない広範な地域にも深刻な被害を与えたことから、今後の再稼働による同様の事態を想起すれば埼玉県と県民への影響を黙って見過ごすわけにはいかない。

2. 原発の存在、稼働は著しい数の人々の暮らしや命を左右する。原発を今後どうするかと言う重大な問題を、国と電力会社と立地自治体の判断だけで決めるのは大きな問題。

3. 埼玉県は柏崎刈羽、福島第一、第二、女川、東海等の原発へ運ぶ燃料の輸送ルート途中にあたり、再稼働となれば県民に大きな不安となる。

4. 埼玉県の住民は電力消費者であり、万一事故があれば必然的に被害者とならざるを得ず、自分達や子どもたちの将来に対して発言する責任がある。

5. その責任から原発の是非について、私達埼玉県民が互いに論議し、意思表示をする重要な機会として、

住民投票の実施を求めるため、本条例の制定を請求する。

〈スケジュール (来年は予定)〉

署名期間 : 2014. 10.17~12.17 → 選管に署名簿提出、選管チェック

県議会審議: 2015. 3 → 採決

統一地方選: 2015. 4

県民投票 : 2015. 7 (埼玉県知事選と同日)

〈署名時の注意事項〉

* **受任者** (署名を集める人: 署名簿の3ページ目に記載) と **同じ市区町村の有権者であること**。

* 名前は **自筆** に限る。

* 住民票に記載されている住所で、3丁目32番地405号室は3-42-405の書き方で可。マンション名は不要。

* 家族が続けて書く場合は、住所欄に限り、同上又は“と書くことが出来る。苗字は”は不可。

* 生年月日は正しく記入。

* **捺印が必要** (シャチハタ・拇印で可、家族は同じ印で可)

* 訂正は二重線で消して訂正印を押す。修正液は不可。

* 署名欄の日付が逆転していると無効。

署名欄に空欄があるとその下の欄全てが無効。

お住まいの地区の受任者が判らない場合は、下記「原発埼玉県民投票準備会」に問い合わせてください。

TEL: 048-884-3369 FAX: 048-611-9166

「原発埼玉県民投票準備会」のWebサイトは、

<http://saitamakenmintohyo.web.fc2.com/>

をご覧ください。条例案や住民投票の流れなど、活動に関するさまざまな情報が載っています。



電力会社が再生エネルギー契約を中断

もり たけし
森 斌 (当会会員/所沢・自然エネルギー普及研究会)

北海道・東北・四国・九州・沖縄の5電力会社が「再生エネルギーの送電線への接続を一時中断」と発表し、経済産業省も「固定価格買い取り制度」の見直しを示しました。また、再生エネルギーに関連しては「ベースロード電源」との関連も問題とされています。

固定価格買い取り制度(FIT)とは、エネルギーの買い取り価格を法律で定める方式の助成制度で、設備導入時に一定期間の助成水準が法的に保証されるほか、生産コストの変化や技術の発達段階に応じて助成水準を柔軟に調節出来るので、主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減を目的として世界50ヶ国以上で用いられています。日本では2012年7月から制度が始まり、太陽光・風力・中小規模水力・地熱・バイオマスによる発電が対象となっています。

現在の太陽光発電の買い取り価格は10kw以上が32円+税、10kw未満が37円となっています。この助成に必要な費用は多くの場合、電気料金に上乗せして全ての電力消費者から徴収され、日本では「賦課金」として標準家庭で毎月225円負担しています。なお、市況販売価格を大幅に上回る価格での逆ザヤ長期買取保証には批判もあります。

再生エネルギー発電で突出して多いのは設置が容易な太陽光発電ですが、表のように事業用は90%近くが計画段階のままです。また、発電能力に対し実際の発電量は能力の12%程度なので計画中を含めても原発10基分です。

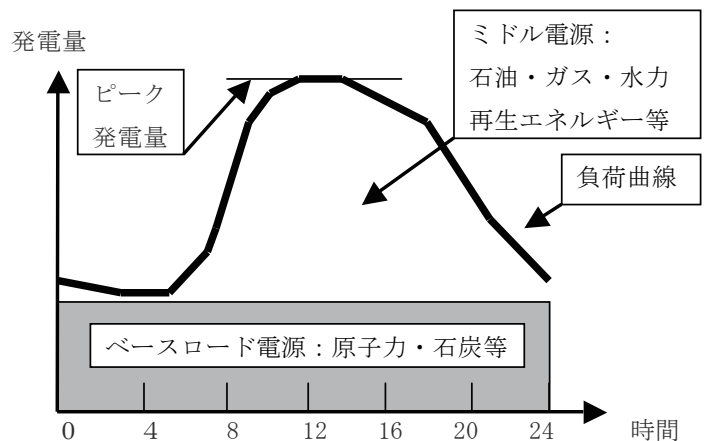
	発電能力	発電計画
家庭用	240 万 kw	292 万 kw
事業用	848 万 kw	6,604 万 kw

太陽光発電量が最大になるのは夏の正午前後で、消費量も最も多くなる時間帯です。また、消費がすぐ近くで行われる家庭用は余り問題にはなりません。従って、買い取りを中断し、送電線への接続をしない理由は、今回の5電力会社のように大量消費地がないの

に、僻地に太陽光発電が集中し、発電量が送電線の容量を上回ってしまうことにあります。また、こうなることを見通せず、買い取り価格を高め設定した政策の甘さが招いた結果だといえます。再生エネルギー発電を増やすには送電線容量、特に電力会社間の送電容量を増やす必要があります。

電力の消費量は四季・時間(昼夜)によって数倍の差があります。一方供給では発電方式により、簡単に止められない(原子力、石炭)、稼働・停止が容易(石油・ガス火力、水力)、発電量が自然任せ(太陽光、風力)等があります。

ベースロード電源とは図のように負荷曲線の中でベース部分を分担し、一定の発電量を優先して運転される電源のことで、日本では原子力・石炭火力等の電源を意味しています。また、この電源は安価(原子力・石炭)で環境にやさしい(原子力)と政府は説明していますが、そうだと思っている人は少ないでしょう。



発電量が自然任せの為「再生エネルギーは不安定で質が悪い」と言われています。しかし、最近は気象情報が正確になり再生エネルギーによる発電量の予測がかなり可能になっています。また、火力発電では40~60%、原発では65%ものエネルギーロスがあり、熱となって捨てられています。原発とCO2の排出が多い石炭火力以外の発電量は柔軟に対応できるので、無駄の多いベースロード電源に固執するのではなく、再生エネルギーを基準にし、不足分の電力は他の発電で補うような考え方に変える必要があります。ヨーロッパではこのような方式に変えた国がいくつもあります。

また、大容量蓄電池の開発等など、電気を蓄える技術開発にも力を入れる必要があります。



福島原発さいたま訴訟

12/10(水)

第3回口頭弁論の 傍聴にご参加ください!

福島原発さいたま訴訟を支援する会

福島原発事故により、放射能汚染と被曝の恐怖にさらされて埼玉県に避難してきた被災者の方々は、懐かしい故郷を追われ、困難極まる避難生活を強いられています。このような被害を2度と繰り返させたくないと、6世帯16名の方々が、2014年3月10日、さいたま地裁に、国と東京電力を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

9/24日の第2回期日において、原告側弁護団は、O.P.(小名浜港工事基準面)+10mを超える津波によって電源喪失に至る危険性を、東電側が平成14年に、遅くとも平成18年には認識していた事実を指摘し、重大な過失責任を厳しく糾弾しました。これに対し、東電の代理人から、「責任論」は必要がない、早く「損害論」に入ってほしい、という思わず耳を疑うような発言がありました。

これは被害者の主張を門前払いしたうえで、政府が設けた基準を踏まえて賠償さえしていればよしとするもの。慰謝料の算定にも、東電が犯した過失の重大さ、その責任の大きさは大きく影響するものであり、何よりも、このような事故を繰り返さないために国と東電の責任を明らかにさせることこそ、原告らが求めていることです。

裁判官から、訴訟の進め方に関する進行協議を行う提案があり、**次期期日：12月10日(水)15時開廷**が決まりました。次回もまた、傍聴席を満席にしましょう。これからの長い裁判の歩み、原告団・弁護団とともに、この裁判が正義の判決を得るまで、これからも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

福島原発さいたま訴訟 第3回口頭弁論

とき：12月10日(水)15時開廷

さいたま地裁 101号法廷 (JR浦和駅西口より徒歩10分)

*傍聴希望の方は14:30までにお越し下さい。

☞ 終了後、**報告集会、懇親会**があります。

会場：埼玉弁護士会館 (さいたま地裁より徒歩3分)

支援する会は

- ▶原告団・弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- ▶裁判の内容を広く市民に伝える広報活動を行います。
- ▶原告団と連携して原告団・支援者交流会を開催します。
- ▶裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- ▶会員を拡大しカンパを募ります。

**会員
募集中!!**



支援する会の年会費は、一口1,000円です。

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。(口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援)

*ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行 / 金融機関コード：9900 / 店名：〇一九店(ゼロイチキューテン) / 店番：019 / 預金種目：当座 / 口座番号：0550500

*ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

[福島原発さいたま訴訟を支援する会]

*吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

*北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582